

コード No.15-S-003

提出日：平成 29 年 5 月 15 日

平成 27 年度「NPO 法制度制定の編纂記録公文書化事業」報告書

認定 NPO 法人まちばっと 事務局長 奥田裕之

1. プログラムの目的

NPO 法人 まちばっとでは、「NPO 法制度制定記録編纂事業」を 2011 年 5 月に開始し、2014 年 8 月を持って終了した。事業は、設置した NPO 法制度制定記録編纂委員会の下で、NPO 法・認定 NPO 法人制度の制定過程において立法活動に取り組んだ市民団体・経済界、議員立法を推進した議員など、当時の関係団体の資料の編纂、関係者のインタビューを行い、市民・議員立法の記録保存と編纂を中心に取り組んだ。

主な内容は、以下の 4 点となっている。

- ① NPO 法の立法運動に関わった各種市民団体（経済団体、労働団体など含む）および政党・会派、行政などの資料を収集、整理し編纂
- ② 立法運動に関わった市民、議員、行政職員、識者などにヒアリングを行い、まとめる
- ③ 上記①、②を電子情報媒体などに保存する。整理した元の資料は適切な施設で保存し、公開する
- ④ 上記①、②を基に NPO 法制度の制定過程の立案一立法活動について証言をまとめ、解説する

これらは③の「適切な施設で保存し、公開する」という部分を除き、終了した。未完了の理由は、公開を行うことが可能な適切な施設として当初想定していた大学や研究機関などでは受け入れが困難であったことによる。

残された、NPO 法制定の記録編纂資料を市民活動のアーカイブとして保存し公開することに関しては、国立公文書館法の改正によって市民活動の記録が歴史文書として扱われることが可能となったため、独立行政法人国立公文書館に寄贈することを前提とし、その内定を受けている。しかし原本そのままで国立公文書館へ寄贈し公的な文書として保存することができない。公開を原則とする歴史資料となるため、個々の資料について法律上の利用制限についての区分けを行うことが必要となった。

今回のプログラムによって、NPO 制定に関する整理された仔細な資料が国民の財産となり、日本の市民社会全体の蓄積として広く有効活用することができる。また、国立公文書館で保管された場合、法改正によって可能となった市民活動資料が「歴史公文書等」と認められる最初のケースとなる。さらに資料の存在を広く周知とともに、現在の視点でその活用を考える試みも行なう。

これらを通じて、日本の市民社会の基礎を位置づけた、NPO 法制定に関する市民、行政、企業、市民団体の 1990 年代から 2000 年代までのおよそ 10 年間の法人制度確立に関する議論と運動の蓄積を、将来に渡って日本社会の中に残し伝えていくことをプログラムの目的とした。

2. 主な活動内容・スケジュール（2015年9月1日～2016年7月31日）

① NPO法制度制定記録目録の歴史公文書化に伴う諸作業

2016年度末に国立公文書館への寄贈を行うことを目指して下記の作業を行った。

- 1) 紙資料の保全作業（劣化資料のコピー、ホチキスの破棄、公開のための再ファイル化等）
- 2) 紙資料すべて（3,419点）の個人情報のチェック、必要に応じて本人に確認を取り利用制限の是非についての指定作業
- 3) 紙資料すべての著作権のチェック、著者及び出版社へ個別に確認を取り利用制限の是非についての指定作業。

著作権については、当初は国会図書館に存在し公開している文書等については当プロジェクトでの個別確認は必要ないという認識で国立公文書館と調整していた。しかし、その後に民間からの寄贈は前例がなく適応する法律もないため、2次的な寄贈にあたるとの判断を受け入れざるを得なくなり、その結果、ほぼ全ての資料の著作権確認を著者並びに出版社と行うこととなった。

すでに故人となっている方、連絡先が不明の方、廃業した出版社、海外文書などを含む膨大な確認作業を求められたため、2017年3月に1次寄贈を行い、6月に確認を確定した最終寄贈を行うスケジュールに変更した。結果的には、国立公文書館の繁忙期である3月を外し、1回の寄贈で完了することとし、2017年6月末に文書を国立公文書館へ寄贈することとなった。

② 寄贈の事実とその内容を広く社会に知っていただくための活動

前述の作業と平行して、当プロジェクトの資料の存在と社会的意義を多くの人に伝え、活用していただくことを目的とした下記の企画を開催した。企画に当たっては、プロジェクトメンバーで資料について検討会を数回行い、回顧的ではなく現在の視点で社会的に有効となるための組立てを行った。

- *名称； NPO法立法過程記録編纂・公開記念シンポジウム
－市民が法律をつくる、活動を記録する、共有して学ぶ
- *日時； 2016年3月2日
- *場所； 東京ボランティア・市民活動センター
- *企画概要

NPO法立法過程の記録は、単なる過去の歴史資料ではなく「NPOと政治」「議員立法」「市民主体のアドボカシー」など現在及び今後の市民社会の形成や政策立案等に有益な内容を含んでいる。また立法過程を通じて、市民、市民団体、企業、行政が協働して、新しい社会を作り上げるために共同した社会的ダイナミズムをもう一度捉えることも重要だと考えられる。そこで、「市民が法律をつくり、活動を記録し、共有して学ぶ」ことを広く訴えるために、当企画を開催した。

◆プロジェクトメンバー

- 湯瀬 秀行 （公益財団法人助成財団センター事務局長代理）
- 山岡 義典 （日本NPOセンター顧問）
- 小野田 勝洋 （NPO支援財団研究会会員ほか）
- 三木 由希子 （NPO法人情報公開クリアリングハウス理事長）
- 辻 利夫、奥田 裕之 （NPO法人まちばっと）

3. 助成を受けた活動の報告

① NPO 法制度制定記録目録の歴史公文書化に伴う作業

当助成活動は、ほぼ全てが実務・確認作業であり、また個別の作業内容の報告は膨大となる。そのため、活動報告は2017年6月末の寄贈内容を持って行わせていただきたい。

② 寄贈の事実とその内容を広く社会に知っていただくための活動

◆ NPO 法立法過程記録編纂・公開記念シンポジウム

–市民が法律をつくる、活動を記録する、共有して学ぶ

*第1部「NPO 法の成立プロセスで起こったこと、積み残した課題」

堂本暁子氏（元参議院議員、元千葉県知事）

松原明氏（認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会理事）

山岡義典氏（公益財団法人助成財団センター 理事長）

辻元清美氏（衆議院議員/NPO議員連盟）

辻利夫（認定NPO法人まちばっこ）/司会



*第2部「市民活動を記録する、アーカイブ化する」

三木 由希子氏（NPO法人情報公開クリアリングハウス理事長）

高木 恒一氏（立教大学教授、立教大学共生社会研究センター長）

*第3部「今後の市民社会に向けて、この資料をどう使っていくか？」

新田 英理子氏（認定NPO法人日本NPOセンター事務局長）

中村 国生氏（NPO法人東京シューレ事務局長）

関口 宏聰氏（認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会代表理事）



仔細については、下記 HP を参照

http://machi-pot.org/modules/npolaw/index.php?content_id=9

また、この内容を深化させた連続企画及びHPの作成を、貴財団のご支援のもと2016年度プロジェクトとして別途行った。

4. 活動の成果

貴財団よりご支援いただいた今回のプログラムは、2011 年に始まった NPO 法制度制定の編纂記録に関するプロジェクトの第 2 期となっている。

第 1 期（2011 年～2014 年）では、NPO 法立法活動の資料および関係者の証言を収集、整理、保存し、それらの記録を編纂した。事業には、企画編纂委員会を設置し編纂委員会の下に事業運営・編纂事務を行う事務局を設け、NPO まちばっどがそれを担当した。第 1 期は、日本 NPO センターとの共同事業として行われている。

今回ご支援いただいた第 2 期（2015 年～2016 年）は、その記録を公的な文書として保管し公開するため国立公文書館への寄贈を目指して、新たな企画編纂委員会のもと資料等の再整理作業等を行うとともに、その社会的活用のための整備とスタートアップの企画を開催した。国立公文書館への寄贈作業部分については、貴財団の他に、トヨタ財団、笹川平和財団、三菱財団の助成を受けている。

引き続き貴財団にご支援いただいた第 3 期（2016 年～2017 年）では、まとめた資料の存在を多くの皆さんに提示するとともに、現在の視点でそれらを活用することを目的にした連続フォーラムの開催と、これまでの蓄積全てを社会的共有財産とするための HP 作成を行った。

プロジェクトの終了は、HP が完成する 2017 年 7 月末を予定している。

このように第 2 期でご支援いただいた成果は、6 年間に渡ったプロジェクトの中間部分である編纂記録の国立公文書館への寄贈と、編纂資料の社会活用準備の 2 点となった。民間から国立公文書館への市民活動による立法記録の寄贈の前例がなかったため、リスク回避のための想定外の著作権確認作業など、当初予定よりも膨大な実務作業が発生した。それについて対処できたことは、貴財団の寛容なご配慮によるものと大変感謝している。

具体的な成果については、国立公文書館への最終寄贈が完了し、HP でプロジェクトの全貌を公開する 2017 年 7 月以降に再度ご報告させていただく。

5. 今後の課題

前述の通り当プログラムは長期に渡ったプロジェクトの第 2 期となっている。そのため今後の課題は、プロジェクトの終了に伴う整理作業となる。具体的には下記の 2 点となる。

- 1、国立公文書館への最終寄贈に当たっては、可能な限り著作権の確認を行い、公開可能な寄贈資料を増やすと同時に、訴訟等の問題が起こらないようチェック体制を厳密に行う。
- 2、2018 年度は、NPO 法制定 20 周年となる。今回の寄贈資料と、それを現在の視点で読み解き活用することを目的とした連続企画を掲載した HP の存在を、関心のある日本各地の市民や団体へ広く伝えていく。

20 年前の約 10 年間、日本の市民社会を法的に位置づけ社会のあり方を変えることを目的に、行政や企業を含む多様な分野の個人や団体が議論を重ねてきた。その貴重な記録であるこの編纂資料は、今の日本の社会においても様々な側面からの活用が可能である。

今回の事業が、現在の市民社会の基礎資料となり、また未来に渡って市民社会を振り返る際の一つの基盤となることを望んでいる。